

中泊町農業委員会会議録

平成31年2月8日

中泊町農業委員会

平成30年度 中泊町農業委員会 2月定例総会議事録

1. 開催日時 平成31年2月8日(金) 午後1時30分～午後2時55分

2. 開催場所 中泊町役場 委員会室1

3. 出席委員(13人)

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	松田 耕司		
委 員	1番	澤田 健吾	2番	大川 勝仁
			4番	葛西 誠
	5番	青山 邦栄	6番	藤田 次男
	7番	小野 美恵子	8番	瓜田 益子
	9番	坂本 朝彦	10番	成田 誠
	11番	外崎 満幸	12番	神 良一

4. 欠席委員(2人)

委 員	13番	木村 巧		
委 員	3番	工藤 輝雄		

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名

第3 【報告】

報告第27号 農地法第18条第6項による通知書について

報告第28号 農地使用貸借の合意解約書について

報告第29号 農地移動あっせん委員会の結果について

第4 【議案】

議案第31号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第32号 農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第33号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第34号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

議案第35号 平成31年度農作業労賃等標準額の決定について

報告・協議事項

(1) 業務予定

(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 竹 谷 覚

係 長 古 川 英 樹

主 幹 打 越 賢 一

主 幹 三 上 晋 一

7. 会議の概要

事務局	<p>ただいまから、平成31年度中泊町農業委員会2月定例総会を開会いたします。</p> <p>ただいまの、出席委員数は13名ですので定足数に達しており、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行については松坂会長にお願いいたします。</p> <p>はじめに、松坂会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>今日は、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p>
議 長	<p>これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。</p> <p>会期は本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。</p> <p>日程第2、議事録署名委員についてであります。会議規則第16条の規定に基づき議事録署名委員を選任します。私から指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p> <p>異議ないようですので、私から指名いたします。</p> <p>議事録署名委員には、8番瓜田委員と9番坂本委員を、そして本日の会議の書記には、事務局職員の打越主幹と三上主幹を指名いたします。</p> <p>◎報告第27号</p>
議 長	<p>それでは、日程第3の報告第27号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>3ページをお開きください。報告第27号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。平成31年2月8日提出 中泊町農業委員会会長。</p>
事 務 局	<p>今月の貸借の合意解約は、2件ございました。内容については、資料をご覧ください。報告第27号については、以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただいまの報告27号について、何かご質問等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問無し)</p>
議 長	<p>無いようですので、報告第28号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。</p> <p>◎報告第28号</p>
事 務 局	<p>8ページをお開き下さい。報告第28号「農地使用貸借の合意解約通知書について」農地使用貸借の合意解約通知書について、次のとおり報告する。</p> <p>平成31年2月8日提出 中泊町農業委員会会長。</p> <p>今月の農地使用貸借の合意解約は3件ございました。内容については資料をご覧ください。報告は以上です。</p>

議長 ありがとうございます。ただいまの報告28号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議長 無いようですので、報告第29号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第29号

事務局 18ページをお開き下さい。報告第29号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会(平成31年1月実施分)の結果について、別紙のとおり報告する。

平成31年2月8日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。1月分の農地移動あっせん申し出は6件ございました。内容については、申出一覧表をご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告29号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議長 質問が無いようですので次に議案の審議に入ります。

◎議案第31号

議長 議案第31、32、33号の審議に入る前に、13番木村委員に関する議案があります。農業委員会法第24条(議事参与の制限)の規定により、議案の関係委員は審議に立ち会うことが出来ないことから、関係議案の審議中は退席をお願いします。

議長 それでは議案第31号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 21ページをお開き下さい。議案第31号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第3条の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求める。平成31年2月8日提出 中泊町農業委員会会長。

議長 議案第31号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

坂本委員 6番、藤田です。それでは報告いたします。去る2月1日、私と青山委員、事務局職員とで現地調査を行いました。

本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が4件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められません。

以上ご報告いたします。

それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局

22ページから26をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、受付番号50番から53番の4件ございました。内訳は、贈与が3件、売買が1件となっております。

22ページから24ページをご覧ください。受付番号50番は、大沢内字ニタ見、同所字住吉、同所海原地内の31筆の田と畑53,505平方メートルの親子間による全部贈与です。譲受人は譲渡人同様に米とそ菜の栽培をするとのことでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号51番は、高根字小金石地内の7筆の田と畑12,340平方メートルの親族間(祖父から孫)の全部贈与です。譲受人は譲渡人同様に米とそ菜の栽培をするとのことでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。25ページをご覧ください。受付番号52番は、高根字小金石地内の4筆の田10,999平方メートルの親子間による全部贈与です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。26ページをお開きください。受付番号53番は、高根字小金石地内の1筆の田269平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培(苗代として使用)をするとのことでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号50番から53番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えま

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第31号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長

異議がないようですので、議案第31号は原案のとおり決定いたします。

議長

次に、議案第32号及び議案第33号については、農地転用許可に係る4条申請が1件と農地転用のための所有権の移転に係る5条申請が2件であります。この2議案については関連がございますので一括議題とし事務局説明の後、それぞれの議案について個別にお諮りしたいと存じます。ご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

異議がないようですので議案第32号及び議案第33号までの2議案については一括議題といたします。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

29ページをお開き下さい。議案第32号農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

農地法第4条第2項の規定により、下記（別紙）のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めます。

平成31年2月8日提出

中泊町農業委員会会長

続いて、議案第33号農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について農地法施行令第5条第1項の規定により、下記（別紙）のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めます。

平成31年2月8日提出

中泊町農業委員会会長。

以上で議案の朗読を終わります。

議長

議案第32号及び議案第33号について、農地法処理基準第3の8に基づき現地調査した委員から報告をお願いします。

藤田委員

6番藤田です。それでは報告いたします。議案第32号及び議案第33号について去る2月1日、私と7番青山委員、事務局職員とで現地調査を行いました。

申請地は、内潟地区の上高根集落の住宅地と国道339号及び町道に隣接する小集団の田であります。現地調査の結果、転用目的である駐車場を建設するに当たり、周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼす恐れはなく、面積その他の基準からみて問題なく許可相当と認められます。以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりました。それでは、事務局より本案についての説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第32号及び議案第33号についてご説明いたします。

申請地は、中泊町役場から約3.3kmほど北に位置する上高根集落の住宅地と国道339号と町道に隣接する、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地です。

このことから農地区分としては、「その他の2種農地」と判断できることから転用可能となるものであります。

申請人は、建設業を営んでおり受注量の増加に伴い既存の事業用地（申請地の西側）だけでは対応することが困難となり、これらを解消するため車両置き場を拡張したいとの申請内容となっております。

申請書の内容を審査したところ、すぐに目的に供する計画であり必要性もあるものと認められました。また、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であるとも考えられます。

以上申し上げたとおり、本許可申請に係る農地転用については、許可要件のすべてを満たしており、許可相当であると考えられます。

以上で議案第32号及び議案第33号の説明を終わります。

議長

説明が終わりました。何かご質問などございますか。

（質疑、意見なし）

議長

ないようですので、お諮りします。議案第32号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長

異議がないようですので、議案第32号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第33号をお諮りいたします。何かご質問などございませんか。

(質疑、意見なし)

ないようですので、お諮りします。議案第33号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

異議がないようですので、議案第33号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に議案第34号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 45ページをお開き下さい。議案第34号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。平成31年2月8日提出 中泊町農業委員会会長。

46ページをお開きください。平成31年2月5日付け中農政第249号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

48ページから51ページをご覧ください。申請内容は、所有権移転が8件です。内訳は公益社団法人あおもり農林業支援センターの売渡が2件、買入が6件となっています。

事務局 48ページをお開きください。受付番号43番は、あおもり農林業支援センターからの売渡です。関係農地は、田茂木字若宮の農地1筆、地目は田、面積は4,247㎡です。売買価格は127万円です。対価の支払い期限は平成31年2月28日を予定しております。

受付番号44番は、あおもり農林業支援センターからの売渡です。関係農地は、高根小金石の農地1筆、地目は田、面積は2,951㎡です。売買価格は885,000円です。対価の支払い期限は平成31年2月28日を予定しております。

受付番号45番は、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、豊岡字三笠の農地2筆、地目は田、面積は6,461㎡です。売買価格は2,500,000円です。対価の支払い期限は平成31年2月27日を予定しております。

49ページをご覧ください。受付番号46番は、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、大沢内字田浦、富野字沖津の農地4筆、地目は田、面積は4,555㎡です。売買価格は1,822,000円です。対価の支払い期限は平成31年2月27日を予定しております。

受付番号47番は、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮の農地1筆、地目は田、面積は3,094㎡です。売買価格は900,000円です。対価の支払い期限は平成31年2月27日を予定しております。

50ページをお開きください。受付番号48番は、あおり農林業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮の農地6筆、地目は田、面積は14,541㎡です。売買価格は7,270,000円です。対価の支払い期限は平成31年2月27日を予定しております。

受付番号49番は、あおり農林業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字望月の農地4筆、地目は田、面積は5,372㎡です。売買価格は7,270,000円です。対価の支払い期限は平成31年2月27日を予定しております。

51ページをご覧ください。受付番号50番は、あおり農林業支援センターの買入です。関係農地は田茂木字望月、同所字鳴見の農地5筆、地目は田、面積は11,170㎡です。売買価格は5,580,000円です。対価の支払い期限は平成31年2月27日を予定しております。

所有権の移転につきましては以上です。

事務局

続きまして、69ページから73ページをご覧ください。今月の利用権設定は新規が4件、再設定が3件で面積は新規、再設定合わせて76,518平方メートルです。

受付番号119番は新規の設定で、設定する農地は大沢内字二タ見地内ほか1筆の「田」11,427平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり米1.5俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号120番も新規の設定で、設定する農地は高根字小金石地内の1筆の「田」2,952平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり15,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号121番も新規の設定で、設定する農地は大沢内字二タ見地内の7筆の「田」7,461平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費はありません。賃借料は全部で120,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号122番は再設定で、設定する農地は宮野沢字浦島地内ほか5筆の「田」14,073平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号123番も再設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の7筆の「田」5,072平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費の水利費は借主負担、工事費は地主負担、賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号124番も再設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の4筆の「田」6,981平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり20,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号125番は新規の設定で、設定する農地は中里字亀山地内ほか30筆の「田」と「畑」28,552平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担、賃借料は10アール当たり田が24,000円、畑が1,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第34号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第34号は原案のとおり決定いたします。

議長 ◎ 議案第35号

議長 議案第35号「平成31年度中泊町農作業労賃等標準額の決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 75ページをお開きください。「平成31年度中泊町農作業労賃等標準額の決定について」農作業労賃等標準額について、別紙資料に基づき総会の決定を求める。
平成31年2月8日提出 中泊町農業委員会会長。

事務局 次のページをお開きください。
提案理由は、農家の労働力の安定確保と営農計画の適正化に資するため、平成31年農作業労賃等標準額を設定することについて、農業委員会等に関する法律第6条第3項第2号の規定に基づき、本会の議決を求めるものであります。
今回の設定につきましては、1月の定例総会時に委員の皆様と協議した結果、昨年度決定した単価と同様でよいということでありましたので、そのようにご提案させていただいております。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご意見等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑も無いようですので、お諮りいたします。議案第35号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 異議がないようですので、議案第35号は原案のとおり決定いたします。

議 長 議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

報告・協議事項について

事務局

それでは、報告・協議事項について、ご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料にもとづいて、内容説明)

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告・協議事項はすべて終了いたしました。

議 長 それでは、以上をもちまして、平成30年度中泊町農業委員会2月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成31年2月8日

農業委員会
会 長

(松坂 龍美)

(瓜田 益子)

署名委員

(坂本 朝彦)

署名委員
